

再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について（概要）

一部補正の主な内容は以下のとおり。

○放出管理目標値の妥当性を示すため補足説明を充実

- ・ 再処理事業指定申請書との横並びの観点から、既に申請している成人の実効線量に加えて、他の年令グループ（幼児・乳児）の実効線量及び皮膚、眼の水晶体の組織の等価線量評価を追記した。
- ・ 短半減期核種については、現状、再処理施設内にほとんど存在せず、再処理運転終了後に放出実績もないため、放出管理目標値から除外するが、それらの理由について定量的に補足するため、排気筒及び放出口での濃度と検出限界濃度の関係等を追記した。
- ・ 保管廃棄施設等からの直接線等の実効線量評価の内容の補足として、線源強度等の設定の考え方についても追記した。

○性能維持施設とした設備の妥当性を示すため補足説明を充実

性能維持施設として選定した、高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外で放射性物質を貯蔵・保管する分離精製工場（MP）等の施設の防消火設備について、その選定の理由について補足するため、過去の東海再処理安全監視チーム会合で議論し確認された、それら施設の内部火災対策の方針等を追記した。

また、上記方針に伴い実施する工事のうち、「アスファルト固化体貯蔵施設水噴霧消火設備の自動起動条件の追加」に係る設計及び工事の計画についても追記した。

○「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」（以下「審査の考え方」という。）の形式に合わせた記載の追記

再処理設備本体であるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置については過去の申請において本文中に記載して認可を受けているが、回収可能核燃料物質が取り出された場合の申請に対して審査の考え方で要求された形式に合わせて、上記と同様の内容を添付書類一へも追記した。

以 上